

<学会賞・奨励賞に関する規程>

1. 会則第3条(6)により、日本体育・スポーツ経営学会学会賞（以下「学会賞」という）および奨励賞を設ける。
2. 学会賞は、その前年に「体育・スポーツ経営学研究」およびその他の学術誌に発表された体育・スポーツ経営学に関する論文、および著書を対象として最優秀論文を発表した会員に対して「学会賞」を授与する。
3. 奨励賞は、その前年に「体育・スポーツ経営学研究」およびその他の学術誌に発表された体育・スポーツ経営学に関する論文、および著書を対象として優秀な論文を発表した若手の会員に対して「奨励賞」を授与する。
4. 「学会賞」及び「奨励賞」は総会において賞状ならびに記念品を授与する。
5. 受賞者は選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。
6. 選考委員会の構成、選考の方法は別に定める。
7. 賞状および記念品に要する経費は、特別会計からの支出をもってこれにあてる。
8. その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において決定する。

付則 この規程は、平成12年4月1日より適用する。

付則 この規程は、平成22年3月1日より適用する。